

200901043B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造

平成20年度～平成21年度 総合研究報告書

研究代表者 神林龍

平成 22 (2010) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)

社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造

平成20年度～平成21年度 総合研究報告書

研究代表者 神林龍

平成22（2010）年 3月

目 次

I. 総合研究報告

[総論]

社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造 神林龍	-----	1
-------------------------------------	-------	---

[各論]

1. 日本における常用・非正規労働者 神林龍	-----	8
2. 夫婦の労働供給 大森義明・永瀬伸子	-----	10
3. ワーキングプ世帯の動向 駒村康平・山田篤裕	-----	12
4. 格差を生み出す労働市場世代効果に関する日米比較 玄田有史	-----	14
5. 職場におけるワーク・ライフ・バランス施策が出産前後の女性の就労継続に与える効果について－労働組合調査を用いた実証研究結果から－ 野口晴子	-----	16
6. 貧困対策としての労働市場政策 川口大司	-----	19
7. 労働市場のデータを用いたValue of a Statistical Lifeの推計 宮里尚三	-----	21
8. 養護学校（特別支援学校）の保護者へのアンケート調査 両角良子	-----	23
9. 人生前半の社会保障と公的教育支出の在り方についての実証研究 妹尾涉	-----	26
10. 誰がセイフティネットから漏れ落ちやすいのか－その多角的な側面に関する研究 酒井正	-----	28

II. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	30
--------------------	-------	----

III. 研究成果の刊行物・別刷	-----	31
------------------	-------	----

別添 3

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセーフティネットの構造」

総合研究報告書 総論

研究代表者 神林龍 一橋大学経済研究所

研究要旨

本研究の目的は、世帯に対する社会保障諸制度と、労働市場への介入を通じた最低限度の保障とを同時に考察することによって、社会全体でみたときの適切な社会保障制度のあり方を提示することである。

平成 20 年度までには、日本における労働市場のパフォーマンスが世帯所得の分布や家族形態の選択に与える影響について検討されたものの、データはそれほど顕著な傾向を示しているわけではないことが判明しつつあり、平成 21 年度も引き続き同様の報告が重なった。この点を深く掘り下げるために、今年度には低所得者層や不安定雇用層がどのような特徴をもつのかをマイクロデータを中心に探求された。そこでは、定量的に貧困層や低所得層をとらえる指標を確定するのは容易ではないものの一定のコンセンサスが生まれつつあることが報告された。とはいえ、彼/彼女らのおかれた状況はそれほどはっきりせず、不安定で一度落ちたら這いあがれないという旧来ステレオタイプの言及されていた性質であるとは断言できないことも報告された。そして、日本においては貧困層や低所得層を支えるために様々な社会保障制度が整えられているが、その機能が上記のような急激な貧困層や不安定雇用の増加を食いとどめた可能性も指摘された。

以上のように、労働市場と社会保障制度との関係のもとでセーフティネットを再解釈する場合、いくつかの重要な論点について、データの整理や従来の見解の検証が必要なことが明らかになった。

平成 22 年度については、研究代表者である神林が文部科学省「若手優秀研究者海外派遣事業」によってフランスに長期滞在することによって、打ち切りを通告された。本研究の継続申請をした時期には派遣がまったく決まっていなかったこと、研究代表者の交代を許さないという規則が明らかではないにもかかわらず拒絶されたことを明記して、中途の研究報告をここにまとめる。

A. 研究目的

本研究の目的は、世帯に対する社会保障

諸制度と、労働市場への介入を通じた最低

限度の保障とを同時に考察することによ

て、社会全体でみたときの適切な社会保障制度のあり方を提示することである。

元来、最低限の生活水準の達成は、国民より政府に託された最も普遍的な課題のひとつである。戦後日本の典型像は、一方で三世帯同居世帯を、他方で正社員の長期雇用慣行を想定し、福祉の負担を家計と企業で分担しつつ、不足部分を政府が補う形であった。たとえば、家計では世代間で相互に扶助し、外れる場合には医療保険や生活保護の制度が整備された。また、企業では年功賃金や家族手当などの経営家族主義的労務政策が採用され、万が一に対して労災保険や失業保険、最低賃金などの諸制度が充実した。ところが、近年の核家族化・高齢化などの人口・世帯構成の変化や非正規化などの日本的雇用慣行の後退は、従来の家計・企業間の役割分担に変調をもたらした。政府は介護保険制度を新設するなど、新たに生じた間隙を埋めるよう努力しているが、これらの諸制度の相互関係を大局的に設計しなおす時期に来ていることは間違いない。また、「ワーキングプア」という言葉に象徴されるように、格差問題が注目される理由のひとつは、最低限度を下回る世帯・労働者が増加したのではないかという社会的不安にある。この社会的不安が、諸事情の変化による社会的最低限の網の動揺にあるならば、格差問題を議論するうえでも、社会保障制度と労働市場制度の役割分担は深く考察しなければならない。

本研究の特色は、それぞれの分野を専門とする 10 名を超える経済学研究者が同時に参加する研究会を組織するところにある。従来、日本においては、これらの研究は社会保障を専門とする研究者と労働経済を専

門とする研究者が独立に行っており、必ずしも相互の意思疎通や情報融通はなされていない。米国などでは、両者の協業の結果が 1990 年代の政策変更に生かされており、本研究を通じて促される両者の協業の意義は大きい。その際、社会的最低限の網が顕著に揺れていると考えられる、高齢者・若年者・女性・障害者などいわゆる社会的弱者に焦点をあて、対応する諸制度（たとえば、最低賃金と生活保護、医療保険と労災保険など）を具体的に取り上げることで、制度相互の適切なバランスを解明することを最終的な目標とする。

B. 研究方法

研究は 3 ヶ年で行われ、毎年 10 回程度の定例研究会と、毎年 1 回程度行われるコンファレンスを予定している。定例研究会では、原則として労働経済研究者と社会保障研究者の両者をゲストスピーカーとして招聘し、基礎研究の深化を図った。コンファレンスでは、政策担当者などを招聘し、研究成果の政策への応用についての知見を深めた。各研究分担者は自ら課題を選択し個別で研究を遂行する一方、定例研究会およびコンファレンスへ出席し研究成果を報告、最終的に学術論文をまとめることが要請される。各年度の研究実績および計画は次の通りである。

<平成 20 年度>

(1) データの入手

本研究の目的に鑑み、広範囲な実証的研究を遂行するうえで、データの整備は欠かせない。利用を念頭においているのは、『賃金構造基本統計調査』『就業構造基本調査』

『雇用動向調査』『国民生活基礎調査』『身体障害者（児）実態調査』『消費生活パネル調査』『患者調査』『医療施設調査』『労働力調査』などである。これらのデータは基本的には統計法の目的外利用申請を通じて入手する。平成 20 年度中には『賃金構造基本統計調査』『就業構造基本調査』『雇用動向調査』について申請を開始し、『就業構造基本調査』については 1982 年から 2007 年までの 6 回分の目的外利用が認められた。

(2) 文献渉猟と基礎モデルの選定

各分担研究者がテーマに沿って、文献渉猟と理論的整理、基礎モデルの選定を行う。

(3) 定例研究会とコンファレンスの開催

平成 20 年度は 10 回の定例研究会と、定例研究会での報告を中心に再吟味するコンファレンスを 1 回開催した。定例研究会では合計 17 本の研究論文が報告された。一覧すると以下ようになる。

- ・ 川口大司 “Stable Wage Distribution in Japan, 1982-2002: A Counter Example for SBTC?”
- ・ 駒村康平・山田篤裕 「生活扶助基準の再検討」
- ・ 近藤絢子 “Gender-specific labor market conditions and family formation.”
- ・ 馬欣欣「正規と非正規の就業形態およびその賃金格差の要因に関する日中比較」
- ・ 永瀬伸子・水落正明 「不安定雇用からの脱出はどの程度可能なのか」
- ・ 高田しのぶ「科学研究費採択の大学間格差」
- ・ 篠塚英子「法律と経済—法テラスの現状と課題」

- ・ 宮里尚三「日本における Value of a Statistical Life の推計—労働者災害補償保険を例に—」
- ・ 都留康・大湾秀雄・上原克仁「非線形報酬制度のインセンティブ効果とエスニシティの影響—北米自動車ディーラーの日次取引データに基づく実証分析」
- ・ 安部由起子 “Regional patterns of employment changes in Japan: Evidence from the 1990s.”
- ・ 金明中「日本と韓国における医療保険制度の比較分析」
- ・ 権丈英子 “Postponement of motherhood and education in Japan.”
- ・ 堀田聰子「訪問介護員の定着・能力開発と雇用管理」
- ・ 小川直宏「国民移転勘定からみた人的資本の変化：1984—2004 年」
- ・ 西村淳 「企業年金に関する報告」
- ・ 赤林英夫「入学試験形態と入学後のパフォーマンス」
- ・ 百瀬優「アメリカにおける障害年金の現状と日本への示唆」

<平成 21 年度>

(4) データの入手

『賃金構造基本統計調査』について 1980 年から 2007 年までの 27 年間の目的外利用が認められた。

(5) 文献渉猟と基礎モデルの選定

各分担研究者がテーマに沿って、文献渉猟と理論的整理、基礎モデルの選定を行う。

(6) 定例研究会とコンファレンスの開催

平成 21 年度は 8 回の定例研究会と、定例研究会での報告を中心に再吟味するコンファレンスを 1 回開催した。定例研究会では合

計 16 本の研究論文が報告された。一覧すると以下ようになる。

- ・ 高橋アナマリア, “Gender Salary Differences in Economics Departments in Japan”
- ・ 東三鈴, “Public Transfers and the Living Arrangements of the Elderly”
- ・ 大沢真知子, 「労働力の非正規化の日韓比較」
- ・ 酒井正, 「就業移動と社会保険の非加入行動の関係について」
- ・ 安達貴教, “A Life-Cycle Model of Entrepreneurial Choice: Understanding Entry into and Exit from Self-Employment”
- ・ 四方理人, 「なぜ年齢別所得格差の拡大は観察されないのか」
- ・ 両角良子, 「養護学校高等部の卒業生の就職率」
- ・ 江口匡太, “Employment protection legislation and incentives under wage rigidity,”
- ・ 松本章邦, 「従業員増加および減少時の調整費用の非対称性」
- ・ 村上雅俊, 「ワーキングプアの規定と推計について」
- ・ 三好向洋, “Labor Supply Behavior of Japanese Husbands and Wives”
- ・ 濱秋純哉, “Does health status matter to people’s retirement decision in Japan?: An evaluation of “justification hypothesis” and measurement errors in subjective health”
- ・ 阿部彩, “The Myth of Egalitarian Society: Poverty and Social Exclusion in

Japan”

- ・ 篠崎武久, 「教育資源と学力の関係」
- ・ 佐野晋平, 「所得と雇用の変動リスクと賃金プレミアムの実証分析」
- ・ 浦川邦夫, 「公的医療保険制度の評価に関する要因分析」

<平成 22 年度以降の計画>

(7)データ・セットの構築。入手したデータセットの整合性を確認し、計量モデルで利用可能な形へ整理、分析する。

(8)実証モデルの選定と計算、補足的データの入手。この過程で不足するデータなどがある場合には、補足的にデータを入手する。

(9)定例研究会とコンファレンスの開催
実証結果を定例研究会やコンファレンス、内外のワークショップで報告し、フィードバックを得る。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

平成 20 年度および平成 21 年度に開催された定例研究会、コンファレンス、各分担者の研究結果を総合すると次のような知見が得られた。

まず、日本における労働市場のパフォーマンスが世帯所得の分布や家族形態の選択に与える影響が、既存研究を通じて検討された。

中心となったのは、いわゆるワーキングプアや貧困層の存在を統計的に確認することである。定義に関して様々な議論がある

ものの¹、年代的・地域的に偏在していることがわかった²。具体的には、若年層や北海道・東北・近畿地方に集中していると同時に³、ワーキングプア層の年代的偏在の背後には、非正規労働の拡大が並行していることが示唆された⁴。他方、全体としては、データは予想されたほど顕著な傾向を示しているわけではないことも報告され⁵、両者の整合的な解釈が求められることとなった。

本研究を通じてまず強調された整合的解釈は、従来の日本の労働市場の機能のなかでマクロショックによって労働条件が悪化したとする見方である。たとえば、1990年代以降の流動的な労働市場を目指した制度変更にもかかわらず、結局コア層の長期雇用傾向には変化がみられていない⁶。同時に、近年増加した非正規労働者は短期の雇用契約ではなく1年か期限の定めのない雇用契約を結ぶ常用的労働者であることもわかってきた⁷。それゆえに、不況のなかで地方や若年層の労働条件が悪化したと理解できる。もっとも、若年層も前世代と比較して著し

く状況が悪化したわけではなく、第二次ベビーブーマーであるという人口学的要素が大きく影響したことも指摘されている⁸。さらに、新卒時の非正規就労は長期的には労働市場での地位に影響を及ぼさない可能性も示唆されたり、失業状態解消に対して自営就業の選択肢が一定程度機能していることも紹介された⁹。これらの議論の結果、我が国の貧困層や低所得層の動向は通常の労働市場の営みのなかで理解可能な範囲もあることがわかった。

とはいえ、日本の労働市場の制度的制約も看過できないことも再三指摘された。そもそも、コア層と非正規労働者の区別をつける理由として、いわゆる日本的雇用慣行の存在はほぼ自明の理としてとらえられている。その背後に解雇規制など制度的制約の存在を指摘する研究者は少なくない。近年の動向の解釈に限っても、最低賃金が実質的に切りあがったことによって、女性の賃金格差が却って縮小した一方¹⁰、もっとも流動的かつ職能的労働市場のひとつであるべき大学教員の労働市場においても、男女間賃金格差は必ずしも解消していない¹¹。さらに、米国と比較すると、新卒時に不利な就職をせざるを得なかった世代は、そのペナルティを長期的に解消することができない可能性も指摘されている¹²。雇用調整にかかる費用が増加時と減少時に非対称に

¹ H21年度定例研究会大沢報告、同阿部報告。

² H21年度定例研究会村上報告。

³ H20年度 H21年度駒村・山田分担報告書、H20年度定例研究会駒村・山田報告、H20年度コンファレンス駒村・山田報告。

⁴ H20年度 H21年度大森・永瀬分担報告書、駒村・山田分担報告書、H20年度定例研究会安部報告、H20年度定例研究会永瀬・水落報告、H20年度コンファレンス安部報告。

⁵ H20年度定例研究会川口報告。

⁶ H20年度神林分担報告書、宮里分担報告書、H20年度定例研究会馬報告、H20年度定例研究会小川報告、H20年度定例研究会大湾報告、H20年度定例研究会宮里報告、H20年度コンファレンス國枝報告。

⁷ H21年度神林分担報告書。

⁸ H21年度四方報告、H21年度佐野報告

⁹ H21年度コンファレンス田中・中嶋・Esteban-Pretel 報告、H21年度定例研究会安達報告。

¹⁰ H20年度コンファレンス川口報告。

¹¹ H21年度定例研究会高橋アナマリア報告。

¹² H21年度玄田分担報告書。

なるという測定結果や¹³、育児休業制度の浸透に価格メカニズムがうまく機能していないとい実証結果もあわせると¹⁴、格差の発生と吸収のメカニズムを評価するのに、日本の労働市場のもつ制度的な制約の重要性も浮き彫りにされてきたと考えることができる¹⁵。

他方、貧困形成に関して本研究で指摘された重要な論点のひとつは、家族形成の問題である。確かに、家族単位での就業行動にはいまだ説明されていない点が残されている¹⁶。しかし、労働市場の状況から家族形成が制約され、それが貧困の連鎖につながる可能性も一定程度明らかにされた¹⁷。また、貧困を回避するために政策的に金銭援助を試みたとしても、女性の心理的負担をそれほど大きく改善することがないことや、引退にあたっての意思決定に客観的稼得環境のみならず健康に対する自らの主観的認識の重要性も報告され¹⁸、労働市場が家族形成に与える影響と貧困形成との関係がそれほど単純ではなく、政策変数で操作可能な領域も限られることも示唆された¹⁹。

さらに、本研究では、従来労働市場の機能とは切り離されて考えられてきた諸制度（生活保護、医療保険、介護保険、企業年金、労災保険、障害者扶助）が一定の役割を果たしていることも強調された²⁰。ただし、気をつけなければならないのは、これらの諸制度に反応する労働者や被保険者が市場とはまったく無関係に意思決定しているわけではなく、保険への加入・非加入などの重要な局面において基本的に合理的に行動し、評価していることだろう²¹。それぞれの制度にどのようなインセンティブが働いているのか、相互関係がどのように形成されているのか、説明すべき点が明らかになりつつある。

加えて、教育課程という労働市場とは離れた場面での準備を社会的側面から問い直すことの重要性も指摘され、興味深い視点が提出されたといえる。とくに、現状において社会保障費と人的資本投資との間にはトレードオフの関係にあり、現実には少子高齢化の進行によって社会保障費が積み増される一方で、公的教育投資は減少しつつある。人的資本を蓄積することがセイフティネットを形成するという視点は重要であろう²²。

¹³ H21 年度定例研究会松本報告。ただし、H21 年度定例研究会江口報告では、解雇規制が賃金の下方硬直性があるもとでは社会厚生を増大させる可能性があることが指摘された。

¹⁴ H21 年度コンファレンス大石報告。

¹⁵ H20 年度 21 年度川口分担報告書、H20 年度玄田分担報告書。

¹⁶ H20 年度 H21 年度大森・永瀬分担報告書。H21 年度定例研究会三好報告。

¹⁷ H20 年度定例研究会近藤報告。H20 年度定例研究会権丈報告。H21 年度定例研究会東報告。

¹⁸ H21 年度定例研究会濱秋報告、H21 年度野口分担報告書。

¹⁹ H20 年度野口分担報告書。

²⁰ H20 年度定例研究会金報告、H20 年度定例研究会堀田報告、H20 年度定例研究会西村報告、H20 年度定例研究会百瀬報告。酒井分担報告書、H20 年度 H21 年度両角分担報告書。

²¹ H21 年度定例研究会酒井報告、H21 年度酒井分担報告書。H21 年度定例研究会浦川報告。

²² H20 年度定例研究会赤林報告、H20 年度定例研究会高田報告、H20 年度 H21 年度妹尾分担報告書。H21 年度定例研究会篠崎報告。H21 年度定例研究会両角報告。H21 年度

以上のように、今年度までの研究の結果、労働市場と社会保障制度との関係のもとでセイフティネットを再解釈する場合、いくつかの重要な論点について、データの整理や従来の見解の検証が必要なことが明らかになった。

D. 考察と結論

労働市場と社会保障制度は、従来それぞれ独立に考えられてきた。しかし、両者の相互関連を念頭において既存諸研究や公表データを再考察すると、違った様相が見て取れる。とりわけ、1990年代以降、急速に変化したといわれる労働市場の様態が、実は社会保障制度に対する（労働市場制度を所与とした）合理的かつ適切な反応として理解できる側面があることがわかる。その意味では、各世帯はすでに労働市場と社会保障を連続的にとらえ、合理的な行動としてさまざまな給付を選択しているのかもしれない。また、現在ある社会保障制度は、セイフティネットしてまったく役に立っていないわけではないのかもしれない。

もちろん、このことは現在の労働市場と社会保障制度との関連が効率的な関係を保っていることを示唆するわけではない。たとえば、最低賃金制度による雇用喪失や失職の長期的効果を考慮すると、社会保障税制によるアクティベーション政策による改善の余地が大きいことが示唆されている。あるいは、介護、育児にせよ、教育課程を通じるにせよ人的資源投入の裏づけのない単なる貨幣移転が現状をそれほど改善しないことも示唆される。

これらの点により気を配り、現状を判断

しつつ政策提言に結びつけることが必要であろう。

E. 健康危険情報
なし

F. 研究発表

1. 論文発表
別添4参照
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

両角分担報告書。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「日本における常用・非正規労働者」

分担研究者 神林龍 一橋大学経済研究所

研究要旨

1982年から2007年までの就業構造基本調査を用いて、日本の労働市場における非正規化の一側面を追った。その結果、まとめられるのは次のような事実である。第一に、雇用形態上は常用であるが、呼称上は非正規であるという労働者が特に1990年代後半以降急増してきている。第二に、この傾向は若年、定年退職後の高齢者、女性で顕著で、就職あるいは転職時の選択肢として常用・非正規形態が拡大していることに起因していると考えられる。第三に、これらの常用・非正規形態の拡大は、常用・正規就業の縮小と単純に対応するわけではない。第四に、以上の観察結果は、契約形態上の違いと労働条件や訓練インセンティブとの関連が、呼称上の違いほど強くないことから確かめられた。これらの観察結果より、日本の労働市場においては雇用契約形態（すなわち雇用契約期間の長短）よりは、職場での呼称がキャリアに重大な影響を及ぼしている可能性が示唆される。

A. 研究目的

いわゆる非正規労働者を巡る論点が、労働研究の中心的課題として取り上げられるようになって久しい。非正規労働者の拡大は、近年に至っては研究対象にとどまらず、社会問題として認識され、一般市民の関心を引き付けてもいる。とはいえ、たびたび指摘されてきたように、非正規労働者自体はバブル崩壊後のいわゆる「失われた十年」に突如として登場したわけではない。また、小泉内閣の主導したいわゆる構造改革の結果として卒然と沸いたものでもない。戦前期以来、臨時工・期間工という形で広く存在していたし、オイルショック時

にはすでに「パートタイマー」という言葉は一般化していた。ここでは、総務省『就業構造基本調査』の個票を使って非正規労働者の呼称上・契約期間上の特徴を明らかにし、実態を把握する。

B. 研究方法

1982年、1987年、1992年、1997年、2002年、2007年の6ヵ年分の就業構造基本調査を検討することにより、この間の四半世紀の趨勢を検証する。まずは、雇用契約上の地位と呼称上の地位の両方を用いた集計を作成し、性・年齢別の特徴をとらえる。

さらに、賃金や労働時間、訓練インセンティブに対して、雇用契約上の地位か、呼称上の地位のどちらが強く影響するかを確かめる。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

もっとも重要な知見は、以下の通りである。第一に、雇用形態上は常用であるが、呼称上は非正規であるという労働者が特に1990年代後半以降急増してきている。第二に、この傾向は若年、定年退職後の高齢者、女性で顕著で、就職あるいは転職時の選択肢として常用・非正規形態が拡大していることに起因していると考えられる。第三に、これらの常用・非正規形態の拡大は、常用・正規就業の縮小と単純に対応するわけではない。第四に、以上の観察結果は、契約形態上の違いと労働条件や訓練インセンティブとの関連が、呼称上の違いほど強くないことから確かめられた。

D. 考察および結論

日本の労働市場においては雇用契約形態(すなわち雇用契約期間の長短)よりは、職場での呼称がキャリアに重大な影響を及ぼしていることを暗示している。換言すれば、呼称の違いはキャリア形成に相互に通分するのが難しい決定的な違いを生み出している可能性があり、いうなれば Career Divide の存在を示唆している。翻って雇用政策に現在求められていることが Career Divide をなくすことであるとすれば、雇用

契約期間の長短による区分にいたずらに拘るより、実質的な人事管理において非正規労働者がどのような立場におかれ、諸法規によるコントロールとどのような関係にあるかを冷静に議論する必要があるだろう。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

「常用・非正規労働者の諸相」Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series No.120.

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「夫婦の労働供給」

分担研究者 大森義明 横浜国立大学経済学部

分担研究者 永瀬伸子 お茶の水女子大学大学院人間文化創生科学研究科

研究要旨

夫婦の労働供給の決定要因を実証するために、研究計画2年度は、労働力調査の個票データを用い、記述統計分析と夫婦の労働供給関数の推定を行った。

A. 研究目的

夫婦の労働供給の決定要因を分析するための計量経済モデルを構築する。夫婦の労働供給の決定要因の分析においては、夫婦の労働供給に影響を与える観察不可能な属性が夫婦間で相関している可能性への配慮が重要と思われる。また、労働供給時間のデータは非負の値に限られる「切断データ (Censored Data)」であることへの配慮も重要であると思われる。この研究では、これらに配慮した計量経済モデルを推定する。

労働力調査の個票データを用い、二項トービットモデルにより、夫婦の労働供給の同時推定を行う。都道府県ダミー、有効求人倍率、保育所待機率、夫婦の年齢、学歴、子どもの年齢（カテゴリー）別の数などを説明変数として含む。

夫婦の働き方について理解を深めることは、現在、政府が取り組んでいるワークライフバランスを考える上でも重要である。

夫（妻）の労働供給を増やす（減らす）要因は何なのか？夫（妻）の労働供給を増やす（観察可能、及び観察不可能な）要因は妻（夫）の労働供給を減らしているのか？保育所待機率は、夫婦の労働供給にどのような影響を与えるのか？妻の労働供給のみならず、夫の労働供給も増やしているのではないか？子どもの誕生・成長が夫婦の労働供給に与える影響は、夫婦の学歴の組み合わせによってどのように異なるのか？

B. 研究方法

研究計画2年度である平成21年度は、(1)労働力調査の個票データを整理し、(2)記述統計分析を行い、(3)夫婦の労働供給時間の同時推定を行った。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

研究期間終了後に、まず、総務省統計研修所において研究成果を報告し、ワーキングペーパーとして公開することになっている。それ以前の公開は認められていない。

D. 考察

係数と共分散行列の推定値を用い、様々な予測を行う必要がある。

E. 結論

なし

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状

況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「ワーキングプア世帯の動向」

分担研究者 駒村康平・山田篤裕 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

所得保障政策の課題は、就労年齢にある人口における貧困世帯の増加への対応である。本研究では、世帯主が就業しているながら、世帯収入合計所得が生活保護で定める最低生計費に達しない世帯をワーキングプア世帯と定義し、年齢別、地域別状況を推計し、その要因として非正規化など雇用環境の変化があるとの示唆を得た。また低所得層で社会保険料負担が重くなっており、そのことが若年世代での社会保障給付水準の低さを相殺してしまっていることも明らかにされた。

A. 研究目的

97年以降、正社員の総数は減少し、非正規雇用が増大している。こうした状況について、いわゆるワーキングプアの増加という言葉で捉えられることが多い。しかし、ワーキングプアについては、その定義は曖昧である。所得政策上問題になるのは、世帯所得の合計が生活保護で定める最低生計費に達していない世帯の増加である。本研究では、世帯主が就業しながら世帯収入の合計が、生活保護で定める最低生計費に達していない世帯をワーキングプア世帯と定義し、その年齢別、地域別動向を把握することを目的とする。

B. 研究方法

各種統計データを使い、社会移転前後で貧困世帯がどのように増減するかを確認す

るとともに、国際比較からみた日本のワーキングプアの特徴を分析した。さらに生活保護制度で認められた各種控除を当てはめ、世帯主が就労しながら、生活保護制度で認められている認定所得が、生活保護の最低生活費を下回る貧困世帯を抽出し、年齢別、地域別の貧困率、貧困ギャップを推計した。

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

ワーキングプア世帯は1999年と2004年の間に、若年世帯を中心に増加している。また、北海道・東北と近畿地方で急増している。こうしたワーキングプア世帯の増加にたいしては、早急に所得保障制度を導入

すべきである。より具体的には勤労世帯向けの給付付き税額控除、社会手当といった制度の検討が必要であることが示唆される。

また国際比較データからは、就労していても貧困リスクがそれほど低減されない日本の特徴が明らかになった。

D. 考察

いわゆるワーキングプアがどれほどの広がりで見られているのかは、就労時間や貧困の定義が確定しておらず、様々な推計値がある。特に、重要なのが、世帯単位でとらえるか、個人単位でとらえるか、という計測単位の問題である。労働政策では、個人単位の視点は重要であるが、最低所得保障という視点からの所得保障政策においては、世帯単位の方が重要である。また、一般に貧困基準は、生活保護基準が準用されることが多いが、生活保護制度自体は世帯単位で組み立てられている制度である。

日本で観察されるワーキングプアの理由として、とくに現役世代の場合には、社会保障給付水準が諸外国と比較して高くなく、また低所得層において直接税負担はそれほど貧困リスクに影響しない一方で、社会保障料負担の重さが相殺してしまっている可能性がある。

E. 結論

年齢別、地域別にワーキングプア世帯の動向を見ると、非正規化など、雇用環境の変化が大きいと考えられる。とくにわが国のパート労働者の時間当たり賃金はフルタイム労働者の時給換算の賃金の5割にとどまっており、ヨーロッパ主要国の8~9割と比較して格差が大きくなっていることに注

意が必要である。最低所得保障政策は、最低賃金の改善を通じた方法と所得保障を通じた方法があるが、その比較については、シミュレーション等により次年度に明らかにしたい。

さらに低所得層の社会保障料負担に関し、現役・高齢世代と共に、その軽減措置の在り方等についても、今後の課題としたい。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「格差を生み出す労働市場世代効果に関する日米比較」

分担研究者 玄田有史 東京大学社会科学研究所

研究要旨

平成 21 年度の研究では、持続的な格差を生み出す労働市場の世代効果の影響を、日米比較によって明らかにした。その結果、学校卒業時点で失業率が高かった世代ほど、卒業後も持続的に正社員就業確率および実質賃金が低い状態が続くという世代効果が、日本の高校卒者に顕著に観察された。それに対して米国の場合、不況期に卒業した高校卒者ほど、卒業直後に正社員となりやすく、賃金も低いことは日本と共通するが、その後の景気回復によって状況は大きく改善するなど、学卒時の影響は一時的であり、日本と対照的であることが明らかとなった。大学卒などの高学歴者の場合、日米間の世代効果の差は小さいものの、米国に比べると日本の大学卒では、相対的に持続的な世代効果が観察された。日本の低学歴者に顕著な労働市場の持続的効果の背景として、職業安定法にもとづく学校の就職斡旋システムと採用後の雇用調整コストの高さが理論的な考察から明らかとされた。

A. 研究目的

本研究の目的は、格差の温床となる労働市場の世代効果の日本の特性を米国との比較によって国際的観点から明らかにすることにある。

B. 研究方法

平成 21 年度は、若年男性を対象に、日本の労働力調査および米国の Current Population Survey の個票データを特別集計し、実証分析を行った。

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

- ・ 日本の高校卒では、学卒時の失業率が高いほど、その後も持続的に正社員となりやすく、実質賃金も低いという労働市場の世代効果が顕著に観察された。
- ・ 米国の高校卒では、学卒時の失業率上昇の影響は一時的であり、その後に失業率が改善すると、雇用や賃金もすみやかに改善する傾向が強いことが明らかとなった。
- ・ 日本の大学卒では、日本の高校卒ほどではないにせよ、一定の世代効果が観察された。しかし日米の大学卒間では、高校卒ほど世代効果の差は大きくなかった。

D. 考察

不況期に学校を卒業した低学歴層ほど、その後も持続的に不安定雇用や低賃金にさらされることは、米国には観察されない日本に固有の格差問題である。そのような問題を生み出す背景には、戦後一貫して採用され続けてきた学校による就職斡旋システムが、いわば新卒採用に対する企業への補助金的な役割を果たすことになり、学卒後に正社員となれなかった若年層に対して、継続的に不利な状況を生み出すことにつながっている。さらに採用後に能力期待に見合わなかった場合の調整コストが低ければ、企業は中途採用に積極的になる余地が残されているものの、日本では事実上解雇費用が高いことから、あわせて新卒者以外の採用を抑制することに拍車をかけていることが、日米比較から明らかとなった。

E. 結論

格差問題に政策的な対応を行う上では、職業安定法にもとづく学校による就職斡旋システムがもたらす長期的影響を再吟味する必要がある。さらには不況期に不利な状況で卒業した若年層の雇用問題の解決という観点からも、解雇などによる調整コストの高さを再検討する必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Yuji Genda, Ayako Kondo, and Souichi Ohta, "Long-term Effects of

a Recession at Labor Market Entry in Japan and the United States" (with Ayako Kondo and Souichi Ohta), *Journal of Human Resources* Vol.45, No.1 Winter 2010, pp.157-196.

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセーフティネットの構造」

各論

「職場におけるワーク・ライフ・バランス施策が出産前後の

女性の就労継続に与える効果について

－労働組合調査を用いた実証研究結果から－

分担研究者 野口晴子（国立社会保障・人口問題研究所・第二室長）

研究要旨

本研究の主要な目的は、企業による多様な「家庭と仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）策」及び仕事場での働き方に対する柔軟性が、第1子出産をした後の女性の就労選択と再就職のタイミングにどのような影響を与えるかについて定量的に推定行うことである。

推定の結果、(1) 第1子出産後1年以内に再就労をしない女性は、労働市場に再度参入する確率が相当程度低下すること、(2) 両親のサポートなどのインフォーマル・ケアの存在による子育て費用の減少と、高い年収や専門職・技術職・事務職に代表される女性にとっての機会費用の増加は、再就労確率を押し上げ、また、第1子出産から再就労までの期間を短縮する確率が高いこと、そして、(3) こうした機会費用を調整したうえでも、ワーク・ライフ・バランス施策に対するアクセスが女性の再就労を有意に促進する可能性の高いこと、が示唆された。

A. 研究目的

わが国における女性の就業者数は、平成13年時点において、約2,700万人（雇用者全数に占める女性比率は40.4%）で、M字型カーブの底である30～34歳層の労働力率は58.8%となっており、平成3年と比較すると5.9%ポイント上昇し、他の先進諸国同様、M字型の底が浅くなりつつある。人口の少子・高齢化が急速に進みつつある中、個々の家計にとっても、また、社会全体にとっても、就労を中心とした女性の経済活動や、それに伴う経済力の蓄積は、今後ますますその重要性が高まることが予想される。したがって、わが国における男女参画・

共生社会の実現が急務であるが、そうした社会を目指す上で、出産、特に女性のライフサイクルにとってインパクトが大きいと考えられる第1子出産前後の就業継続にどのような要因が有意に影響を与えているのかについて定量的な検証を行うことは意義のあることと思われる。

平成21年度の研究目的は、企業による多様な「家庭と仕事の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）策」及び仕事場での働き方に対する柔軟性が、第1子出産をした後の女性の就労選択と再就職のタイミングにどのような影響を与えるかについて定量的に推定行うことである。

B. 研究方法

本研究では、2007年11月に社団法人・中央調査社により実施された『職場環境と少子化の関連性に関する調査』を用いる。調査対象者は、「UIゼンセン同盟」と「流通連合(JSD)」に加盟している労働組合の組合員と企業(N=140)である。ここでは、女性が第1子出産後再就労するまでの期間分析を行うため、以下3つの推定法を用いる。

(1) Kaplan-Meier survival と

Nelson-Aalen cumulative hazard を用いた生存曲線とハザード曲線の導出、(2) Cox proportional hazards モデル、そして、結果の頑健性を検証するため、(3) weibull 分布、exponential 分布、及び、weibull-gamma 分布を仮定するパラメトリック・アプローチによる推定を行った。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

推定の結果、(1) 第1子出産後1年以内に再就労をしない女性は、労働市場に再度参入する確率が相当程度低下すること、(2) 両親のサポートなどのインフォーマル・ケアの存在による子育て費用の減少と、高い年収や専門職・技術職・事務職に代表される女性にとっての機会費用の増加は、再就労確率を押し上げ、また、第1子出産から再就労までの期間を短縮する確率が高いこと、そして、(3) こうした機会費用を調整したうえで、ワーク・ライフ・バランス施策に対するアクセスが女性の再就労を有意に促

進する可能性の高いこと、が示唆された。

D. 考察と結論

本研究が得た結論については、以下に述べる2つのデータ制約により、本研究の分析結果から得られる政策的含意が、限定的なものにならざるをえないことを強調しておく必要がある。第一に、本調査の配票は無作為抽出ではなく各企業に任されているため、サンプリング・バイアスが大きい。第二に、労働組合員を対象とした調査であるため、原則「本人」は全て労働組合に所属している就労者である。したがって、本研究での施策効果にはセレクション・バイアスがかかっている可能性が高く、結果の解釈には相当程度の留意が必要である。

本研究が対象としたのは、比較的幸福的な環境に恵まれた女性であるとはいえ、機会費用の大きさと職場環境が有意な効果を得たことは今後の政策の方向性にとって一つの検討材料になるのではないだろうか。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 論文発表

Noguchi, H. (2009.8) "Do Work-Life Balance Policies and Workplace Flexibility Matter? - An Empirical Analysis for Female Reinstatement Choice after the First Childbirth-," *The Japanese Journal of Social Security Policy*, 8(1): 1-19, National Institute of Population and Social Security Research.